

陳 情	受 理 番 号	18	受 理 年 月 日	令和3年9月14日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	文科省通知の周知と実践の徹底についての陳情					

件 名 文科省通知の周知と実践の徹底についての陳情

陳情の趣旨

1. 小中学校長の教育基本法 11 条の理解、文科省通知「24 文科初第 1269 号」、同 25 文科初第 574 号の周知と実践の徹底
2. 条例の改正・制定を行い上記文科省通知の履行をしない学校長の罰則強化
3. 児童生徒から体罰の関しての声を聞くために、市から独立した第三者機関の設置

陳情の理由

令和元年に那覇市内小学校に在籍していた私の 6 年生の長男（現中学校 2 年生）が担任から直立時にトイレ
ットペーパーを投げられたり、脚を蹴られたり、暴言を言われる等の行為を受け、その事に起因し登校拒否
が始まった。同年 9 月に私は長男自身が登校拒否理由や状況説明を行っている声をレコーダーに記録し、同
日に在籍する小学校へ赴き元校長（令和 2 年 3 月 31 日定年退職）に聞かせた。元校長は私に「これは体罰
です」と応え、私は「しっかりした指導をお願いします」と伝えた。しかしその後も十分な登校が出来ない
まま卒業したが、中学校に入学後も同様に十分に登校出来ない状況が続いている。

私は、当時の状況を再確認したく当時の元校長及び那覇市教育委員会がどのような指導を担当に行ったか？
どのようなペナルティとなったのか？等を知りたく、令和 3 年 3 月に那覇市教育委員会へ指導状況の情報
公開を求めた。しかし元校長からその様な報告は受けておらず、事実は把握していないとの回答であった。
文科省通知「24 文科初第 1269 号」（平成 25 年 3 月 13 日）では、学校教育法 11 条において体罰禁止が規定
され、体罰を把握した場合、校長は直ちに教育委員会へ報告することが必要であると謳われている。また文
科省通知 25 文科初第 574 号（平成 25 年 8 月 9 日）では「体罰根絶に向けた取組みの徹底について」という
題目で、これまでの体罰の実態把握や報告が不徹底だったのではないかと、重く受け止めているとしている。
今回の私の長男の件において、こうした文科省通知の徹底の周知をしているにも関わらず、この通知には一
切記載されていない元校長の裁量で教育委員会への報告が行われていないことは、体罰根絶に逆行する行為
である。また令和元年度において元校長は [REDACTED] の要職にありながら文科省通知の不履
行をしており、このことは沖縄県民の沖縄県学校行政への大きな信用失墜行為と言える。

沖縄県におけるコザ高校の生徒自死問題は、文科省通知の徹底と実践がされていれば未然に防げた可能性が
ある。

体罰かどうかの判断は各学校長が教育委員会へ報告することが大前提であり、体罰根絶には文科省通知の履
行が求められる。